

包括外部監査指摘事項等措置状況報告

監 査 テ ー マ	情報システムに関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和5年度	番 号	2-1	区 分	意 見
項 目	随意契約の多さ			報告書 ページ	47
措 置 状 況	措置済み	監 査 対 象 課	総務部DX推進課	関係課	—
意 見 内 容	情報システムの業務委託契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項に基づく随意契約が多い。随意契約ガイドラインに沿ったものであっても、特命随意契約の具体性をできるかぎり説明させるべきである。また、複数年同一事業者との契約については、実績と見積の差異を検討し、差異が大きい場合には精算処理を行うべきであるとともに、その旨の契約条項を整備すべきである。運用保守契約についても調達・開発に関して契約を行った業者への委託がみられるが、事業内容の標準化・共通化などにより、競争性が生じていないか確認するなど漫然と契約を継続することがないように留意すべきである。また、ライフサイクルコストの削減方法として、開発と運用・保守の分離調達も検討されるべきである。				
措 置 内 容	情報システムは、通常、システムの機能等の著作権については開発業者に帰属することが一般的であり、運用・保守を開発業者以外の事業者が実施することは困難である。システムの導入や更新のタイミングにおいて、担当課とDX推進課（旧デジタル推進課）との事前協議により、導入するシステムの仕様やコスト、運用方法、契約方式等について検討を行うとともに、他のシステムとの機能重複がないか、その他利用環境など導入にあたっての整合性等を確認し、合理的な業務委託を進め、随意契約の場合はその具体的理由を明確にする。加えて、複数年同一事業者との契約や、運用保守の契約については、品質や機能、安全性、コスト、社会状況の変化などを考慮した上で、契約の適正性と効果的な運用・保守業務を確保していく。				
措 置 通 知 日	令和7年8月26日				

監 査 テ ー マ	情報システムに関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和5年度	番 号	2-2	区 分	意 見
項 目	甲府市情報システム管理委員会（P M O）について			報告書 ページ	49
措 置 状 況	現状維持	監 査 対 象 課	総務部DX推進課	関係課	—
意 見 内 容	P M O には設置要綱上事業の進行監理・モニタリング監理及び評価の役割があるが、情報システムに関する事業の進行監理を実施し、情報システムの状況を定期的に審議し、事業の目標・目的との適合性を確認することは実際には行われていない。未来ビジョンによって進行する情報システムの進行監理のほか、個別システムの「P D C A」のためにも、既存の情報システムの有効性を評価し、改善する点があれば改善点を示す役割を担うべきである。そのために部会の設置も検討されるべきである。				
措 置 内 容	情報システムの最適化にあたっては、新規導入や契約更新の際、システムの所管課と D X 推進課（旧デジタル推進課）において審査・評価を行う体制となっている現状である。本市のシステム調達的大部分は「こうふ D O 計画」として調達しているため、個別システムの評価のため部会の設置など P M O の仕組みを活用するのではなく、令和 1 1 年 1 月から運用予定である次期 D O 計画の調達に向け、P M O を実施する見込みである。				
措 置 通 知 日	令和7年8月26日				

監 査 テ ー マ	情報システムに関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和5年度	番 号	2-3	区 分	指 摘
項 目	評価フェーズの実効化			報告書 ページ	51
措 置 状 況	措置済み	監 査 対 象 課	総務部DX推進課	関係課	—
指 摘 内 容	I C T の企画から評価までのフェーズ毎に必要な事項を定めた「I C T ライフサイクルガイドライン」によれば、担当課はシステムの更改・廃止に関わらず評価結果を記載した報告書（システム評価報告書）をデジタル推進課に提出することが規定されている。しかしながらシステム評価報告書の提出が行われていない。P M O の定期的な情報システムの状況の審議の実効化のためにも励行されるべきである。				
措 置 内 容	本市のシステム調達は「こうふ D O 計画」による一括調達しているものが大半であり、担当課にて調達されたシステムの評価（評価報告書の提出）が機能していない状況である。次期 D O 計画への移行を見据え、I C T ライフサイクルガイドラインのあり方を含めた全体的な見直しを図るとともに、P M O との関係性について整理を行うこととした。				
措 置 通 知 日	令和7年8月26日				

監 査 テ ー マ	情報システムに関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和5年度	番 号	2-4	区 分	指 摘
項 目	甲府市情報セキュリティ対策基準の改定			報告書 ページ	51
措 置 状 況	現状維持	監 査 対 象 課	総務部DX推進課	関係課	—
指 摘 内 容	令和4年度の内部監査の結果、情報資産台帳の整備がなされていないことが指摘されていた。この点、甲府市情報セキュリティ対策基準にも「情報資産台帳の整備」の規定を設け、管理責任を明確化すべきである。				
措 置 内 容	本市の情報セキュリティ基本方針・対策基準は、総務省の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を参考に改定を行っており、総務省でガイドラインの改定が行われた場合には、その内容を精査した上で本市情報セキュリティ基本方針・対策基準に規定していく。 本市の情報セキュリティ内部監査は、総務省の「地方公共団体における情報セキュリティ監査に関するガイドライン」を参考にしており、監査の実施により本市の情報セキュリティ対策の実効性確保に努めていく。				
措 置 通 知 日	令和7年8月26日				

監 査 テ ー マ	情報システムに関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和5年度	番 号	2-5	区 分	意 見
項 目	内部監査結果の実効化			報告書 ページ	52
措 置 状 況	取組中	監 査 対 象 課	総務部DX推進課	関係課	—
意 見 内 容	内部監査の指摘事項が複数年度継続している事項が存在する（例えば、パスワードの定期的な変更）。内部監査の指摘事項は、内部監査の実施報告書により各部局へ周知されているが、情報システム管理者及び情報セキュリティ管理者である各課長が指摘事項と同様の事態が発生していないかの確認まで行っていないことが推測される。内部監査の指摘事項の実効化のためにも自己点検報告の制度化などの工夫を行うべきである。				
措 置 内 容	複数年にわたり複数の部署で、内部監査における同一の指摘事項が繰り返し発生していることについて、実際に内部監査の対象となった部署からは改善計画書の提出を受けているものの、それ以外の部署については監査結果の周知に留まっている。監査の実効性を高めるため、情報システム所管課における情報システム委託に関するセキュリティ自己点検の実施・報告の制度化を検討したが、実効性が不明であり、所管課の負担も大きいことなどから、所管課にとってより分かりやすく、当事者意識をもって捉えることができるような周知に努め、全庁的な改善につなげられるよう取り組んでいく。				
措 置 通 知 日	令和7年8月26日				

監 査 テ ー マ	情報システムに関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和5年度	番 号	2-7	区 分	指 摘
項 目	甲府市ＩＣＴライフサイクルガイドラインの改定			報告書 ページ	55
措 置 状 況	取組中	監 査 対 象 課	総務部DX推進課	関係課	—
指 摘 内 容	甲府市ＩＣＴライフサイクルガイドラインの見直しについては、本ガイドラインに基づき実施した情報システムマネジメントのＰＤＣＡサイクル（計画・実行・評価・改善）によって得られた成果や、情報システムに係る新技術等の環境変化を、随時反映し、継続的改善を図っていくものとするが、現在の適用されるガイドラインは、平成30年２月及び３月に制定されたものである。現在までの間に民法や個人情報保護法の改正が行われたほか、庁内規則も改正されている。これら改正内容を反映したアップデートが必要である。				
措 置 内 容	次期ＤＯ計画への移行を見据え、ＩＣＴライフサイクルガイドラインのあり方を含めた全体的な見直しを図る。				
措 置 通 知 日	令和7年8月26日				

監 査 テ ー マ	情報システムに関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和5年度	番 号	2-8	区 分	意 見
項 目	個人情報の保護に関する法律に基づく対応の必要性			報告書 ページ	56
措 置 状 況	現状維持	監 査 対 象 課	総務部DX推進課	関係課	—
意 見 内 容	「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」に別添とされる「行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」の管理体制に記された、統括保護管理者、保護管理者、保護担当者、監査責任者、管理委員会の体制整備はすでになされているが、個人情報保護との関係からも、情報資産台帳の作成を「甲府市情報セキュリティ対策基準」に明文化し、いかなる情報が情報システムに保有され、期間を含めどのように管理されているかを明瞭化することの意義が重要になってくると考えられる。				
措 置 内 容	本市の情報セキュリティ基本方針・対策基準は、総務省の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を参考に改定を行っており、総務省でガイドラインの改定が行われた場合には、その内容を精査した上で本市情報セキュリティ基本方針・対策基準に規定していく。 また、本市の情報セキュリティ対策基準にある通り、個人情報の保護に関する法律等を遵守し、職務の遂行において使用する情報資産の保護に努めていく。				
措 置 通 知 日	令和7年8月26日				

監 査 テ ー マ	情報システムに関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和5年度	番 号	3-3-1 ⑤	区 分	意 見
項 目	防災行政用無線（移動系）設備システム 甲府市総合防災情報システムとの連携			報告書 ページ	64④
措 置 状 況	現状維持	監 査 対 象 課	市長直轄組織防災企画課	関係課	—
意 見 内 容	3つの防災に関する情報システム（本システム、防災行政用無線同報系、総合防災情報システム）は、災害という緊急事態に的確に対応するために、それぞれが機能を補うものと評価できる。この点、例えば、防災無線の音声情報が自動的に総合防災情報システム内の文字情報として流すことができるなど、システム間の自動連携が今後の開発課題と思われる。				
措 置 内 容	総合防災情報システム等のシステム間の連携については、広域的な県の防災システムとの連携もあるため、山梨県にも情報提供を行い、協議を進めたが、3つのシステムの連携については、それぞれのシステムの設置時期等が異なるとともに、更新時期や技術的な面も含めた開発が必要となることから、現システムにおいては現状維持とする。				
措 置 通 知 日	令和7年8月26日				

監 査 テ ー マ	情報システムに関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和5年度	番 号	3-3-2 ④	区 分	指 摘
項 目	防災行政用無線同報系管理システム 保守管理の対象の検討見直し			報告書 ページ	67オ
措 置 状 況	現状維持	監 査 対 象 課	市長直轄組織防災企画課	関係課	—
指 摘 内 容	修理の必要がなく、装置そのものの使用価値がないのであれば、同装置を保守管理の対象から除外すべきである。それ自体が毎年の仕様書上保守管理の対象装置に上がっていることから、改善が必要である。				
措 置 内 容	同装置は本庁舎が使用できなくなった場合の予備機として保守管理が必要なため、老朽化は進んでいるものの使用に支障がないことを点検業者から確認していることから、現状を維持していく。				
措 置 通 知 日	令和7年8月26日				

監 査 テ ー マ	情報システムに関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和5年度	番 号	3-3-3 ①	区 分	意 見
項 目	基幹業務系システム 個々のコストが不明であること				報告書 ページ 68
措 置 状 況	措置済み	監 査 対 象 課	総務部DX推進課	関係課	—
意 見 内 容	個々のシステム構築やシステム管理に関するコストが分かりづらいため、個別にどれだけの経費削減につながっているか、算定が出来ないことが短所といえる。本システムについては10年毎の更新が予定されているが、運用期間における対価の見直しの協議が令和5年度及び令和8年度に行われることになっている。また、提供されたサービスを定期的にモニタリングし、品質を検査し、予定した品質・機能等が満たされなかった場合にはサービス対価を減額することや改善注意・改善勧告もなされ、業務改善を行っている。個々のコストが分かりづらいため、上記の協議やモニタリングが適切に行われること、及びその検証を10年間経過時の更新時に求める。				
措 置 内 容	第二次こうふD O計画では、毎月、事業者からセルフモニタリング報告を受ける中で事業評価を実施し、モニタリングの検証結果として改善が必要な場合には、改善注意・改善勧告等を行い改善報告書の提出を求めるなど、適切に実施している。 また、個々のシステムの構築・運用のコストを分かりやすくするため、次期こうふD O計画（仮称）に向け、経費算出の方策を講じている。				
措 置 通 知 日	令和7年8月26日				

監 査 テ ー マ	情報システムに関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和5年度	番 号	3-3-3 ②	区 分	意 見
項 目	基幹業務系システム 地方公共団体情報システムの標準化				報告書 ページ 69
措 置 状 況	措置済み	監 査 対 象 課	総務部DX推進課	関係課	—
意 見 内 容	第2次D O計画に基づく契約関係についての令和10年度末までの開発費及び運用費の毎年度の繰り延べの支払に加えて、地方公共団体情報システムの標準化・共通化により新たに締結される20業務に関する契約に基づく支払が発生する。従来の契約と新契約とのつながりをどうするかなどの協議は今後なされる予定とのことであるが、標準化・共通化とならない44業務の運用費の削減を含め、20業務に関する追加費用の他の自治体の契約費用を参考にした適正化など、契約関係の十分な検討が望まれる。				
措 置 内 容	現行のこうふD O計画に係る契約は、甲府市と事業者間で平成29年中に締結された業務委託契約書に基づいてサービスを受ける事業であり、事業内容の変更や事業自体の削減を伴わなければ運用費の削減は行えないものであるが、標準化移行の有無にかかわらず事業として継続して行われていることから、現時点で変更・削減できる事業はない。 また、自治体システム標準化20業務については、上記現行契約をもとに、補助金も最大限活用しながら経費最適化を図るよう契約関係の検討を行った。				
措 置 通 知 日	令和7年8月26日				

監 査 テ ー マ	情報システムに関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和5年度	番 号	3-3-5 ①	区 分	意 見
項 目	固定資産税システム 提供事業者からの活用提案				報告書 ページ 74
措 置 状 況	措置済み	監 査 対 象 課	市民部資産税課	関係課	—
意 見 内 容	当該システムは他の地方公共団体でも使用されているものであり、甲府市で活用できていない機能でも他の地方公共団体においては必要としている機能である可能性が高いところ、本市では使用頻度の少ない機能があった。実装されている機能をフル活用することにより、導入目的を効果的かつ効率的に達成することができる。継続的な操作研修や他の地方公共団体の活用事例などをシステムベンダーより提供してもらうことも検討すべきである。				
措 置 内 容	使用頻度の少ない機能中、本市として直に活用できる機能は無かった。その中で、登記情報の法務局連携機能については、活用が望ましいことから、操作方法の説明会を令和6年10月にシステムベンダーに開催してもらった。なお、これについては、法務局との折衝など、直に実施できないことから、引き続き今後の業務運用への導入に向けた検討を行っている。				
措 置 通 知 日	令和7年8月26日				

監 査 テ ー マ	情報システムに関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和5年度	番 号	3-3-5 ②	区 分	意 見
項 目	固定資産税システム システム改訂時におけるチェック自動化の提案				報告書 ページ 75
措 置 状 況	措置済み	監 査 対 象 課	市民部資産税課	関係課	—
意 見 内 容	年に2回、それまでのすべての登録情報についてエクセルを使用し90項目のチェックを行っているとのことであったが、意見①の通り未使用の機能でカバーできる項目があるかどうかの検討を行うとともに、システムの改定時にシステムベンダーとチェック項目の共有を行い、システムの機能として実装可能かどうかの検討をすべきである。				
措 置 内 容	意見①未使用の機能でカバーできる項目は存在しないことを確認した。また、意見②システムの機能としての実装は、地方公共団体システム標準化の仕様から外れるため、実装できないことを確認した。なお、現在は、システムベンダーとチェック項目を共有した上で作業を行っている。 チェック時における未使用機能はなく、システム内部のエラーチェックはベンダーが行ない、外部出力したデータと評価要領や法令等との照合チェックは市職員が行なうことで、システム内外両方の観点から課税内容の確認を取っている。				
措 置 通 知 日	令和7年8月26日				

監 査 テ ー マ	情報システムに関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和5年度	番 号	3-3-7 ①	区 分	指 摘
項 目	内部情報系システム 情報セキュリティ内部監査の実施			報告書 ページ	79
措 置 状 況	措置済み	監 査 対 象 課	総務部DX推進課	関係課	—
指 摘 内 容	内部監査を実施する担当課がデジタル推進課であり、自己監査となるため、デジタル推進課が所管するシステムについては情報セキュリティ内部監査の対象としていない。内部監査実施者として、デジタル推進課内の監査対象システム担当者以外の職員、デジタル推進課出身の職員、外部の専門家等を任命し、デジタル推進課主管のシステムについても情報セキュリティ内部監査を実施すべきである（2-9 複数システムに共通）。				
措 置 内 容	令和6年度は、DX推進課（旧デジタル推進課）が所管する「統合型及び公開型GISシステム」「内部情報系システム」について、当該システム担当職員以外の課内職員を監査担当として選任し、令和6年10月に内部監査を実施した。				
措 置 通 知 日	令和7年8月26日				

監 査 テ ー マ	情報システムに関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和5年度	番 号	3-3-9 ①	区 分	意 見
項 目	固定資産評価システム 提供事業者からの活用提案			報告書 ページ	83
措 置 状 況	措置済み	監 査 対 象 課	市民部資産税課	関係課	—
意 見 内 容	当該システムは他の地方公共団体でも使用されているものであり、甲府市で活用できていない機能でも他の地方公共団体においては必要としている機能である可能性が高いところ、本市では使用頻度の少ない機能がかった。実装されている機能をフル活用することにより、導入目的を効果的かつ効率的に達成することができる。継続的な操作研修や他の地方公共団体の活用事例などをシステムベンダーより提供してもらうことも検討すべきである。				
措 置 内 容	令和6年7月にシステムベンダーから、係ごとに改めて操作研修を受け、操作方法の確認や便利な機能の習得を行った。今後も、毎年、操作研修を行う予定である。また、使用頻度の少ない機能についても説明を受け、その中で直に活用できる機能があるなど業務の効率化につながった。				
措 置 通 知 日	令和7年8月26日				

監 査 テ ー マ	情報システムに関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和5年度	番 号	3-3-10 ①	区 分	指 摘
項 目	公開型 G I S 情報セキュリティ内部監査の実施			報告書 ページ	86
措 置 状 況	措置済み	監 査 対 象 課	総務部DX推進課	関係課	—
指 摘 内 容	内部監査を実施する担当課がデジタル推進課であり、自己監査となるため、デジタル推進課が所管するシステムについては情報セキュリティ内部監査の対象としていない。内部監査実施者として、デジタル推進課内の監査対象システム担当者以外の職員、デジタル推進課出身の職員、外部の専門家等を任命し、デジタル推進課主管のシステムについても情報セキュリティ内部監査を実施すべきである（2－9 複数システムに共通）。				
措 置 内 容	令和6年度は、DX推進課（旧デジタル推進課）が所管する「統合型及び公開型 G I S システム」「内部情報系システム」について、当該システム担当職員以外の課内職員を監査担当として選任し、令和6年10月に内部監査を実施した。				
措 置 通 知 日	令和7年8月26日				

監 査 テ ー マ	情報システムに関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和5年度	番 号	3-3-10 ③	区 分	意 見
項 目	公開型 G I S 公開する地図情報の検討			報告書 ページ	87
措 置 状 況	措置済み	監 査 対 象 課	総務部DX推進課	関係課	—
意 見 内 容	公開する地図情報の範囲について、当初他の市町村等の公開情報を調査し公開する範囲を検討した。その後、本システムで公開されている地図情報毎のアクセス数は把握されているが、市民サービスのより一層の向上を図るために、定期的に他の市町村等の公開情報の状況を調査し、新たな地図情報の公開の必要性を検討することが望ましい。				
措 置 内 容	本市と同様の委託業者が提供している G I S システムを活用している他都市の公開情報を参考にするなどし、令和5年度は認定路線網図データ（甲府市道路線情報）を掲載し、令和6年度は、ハザードマップ、道路台帳図データを公開型 G I S に掲載するなど、市民サービスの向上に向けた地図情報の公開について務めた。引き続き、本市において職員の事務効率化及び市民サービスの向上に寄与するような、地図情報を公開していく。				
措 置 通 知 日	令和7年8月26日				

監 査 テ ー マ	情報システムに関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和5年度	番 号	3-3-11 ⑤	区 分	意 見
項 目	長時間労働抑制システム 情報資産台帳による保存期間の管理			報告書 ページ	91⑦
措 置 状 況	取組中	監 査 対 象 課	総務部DX推進課	関係課	—
意 見 内 容	各情報システム内のデータの保存期間をどのように扱うかは、各情報システム管理者が担当業務との関係で判断することとなる。この点、各情報システムについては、情報システム管理者が情報資産台帳（情報の機密性、完全性、可用性の分類）を作成することになっていることから、情報資産ごとに「甲府市文書取扱規程」に則るなどして、保存期間についても同台帳に明示することが業務の効率性にも資するものと思われる（2－9 複数システムに共通）。				
措 置 内 容	資産管理台帳については保存期限を明記し、業務の効率化に努めていく。				
措 置 通 知 日	令和7年8月26日				

監 査 テ ー マ	情報システムに関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和5年度	番 号	3-3-12 ①	区 分	意 見
項 目	行政手続きガイドサービスシステム 本システムの利用率			報告書 ページ	93②
措 置 状 況	取組中	監 査 対 象 課	市民部総務課	関係課	—
意 見 内 容	令和4年度は目標よりも低い利用件数であったことから、さらに利用件数を伸ばす工夫が必要である。そのために実際に利用する市民からのアンケート調査も検討の余地がある。また、システムの利便性の向上、職員の業務時間短縮及び窓口体制とＩＣＴの活用を連携させたデジタル行政サービスの推進につながる取組の提案を行うことが事業者の業務であることが仕様書上明らかであるので、事業者から導入している他の自治体の取組例などの情報提供を受け、より一層の利便性の向上を目指すことが必要である。				
措 置 内 容	事業者から他の自治体の取組例などの情報提供を受け、より一層の利便性の向上と利用者の増加を検討すると同時に、令和8年度に控えたホームページリニューアルに伴い、新ホームページに本システムと同内容のサービスを実装できるかどうか、担当課と調整を行い、本システムの今後のあり方や、使いやすさ及びアクセスのしやすさの向上に向けた検討を行っている。				
措 置 通 知 日	令和7年8月26日				

監 査 テ ー マ	情報システムに関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和5年度	番 号	3-3-12 ④	区 分	意 見
項 目	行政手続きガイドサービスシステム 情報資産台帳による保存期間の管理			報告書 ページ	93⑤
措 置 状 況	取組中	監 査 対 象 課	総務部DX推進課	関係課	—
意 見 内 容	各情報システムについては、情報システム管理者が情報資産台帳（情報の機密性、完全性、可用性の分類）を作成することになっていることから、情報資産ごとに「甲府市文書取扱規程」に則るなどして、情報資産台帳に保存期間についても明示することが業務の効率性にも資するものと思われる（2－9 複数システムに共通）。				
措 置 内 容	資産管理台帳については保存期限を明記し、業務の効率化に努めていく。				
措 置 通 知 日	令和7年8月26日				

監 査 テ ー マ	情報システムに関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和5年度	番 号	3-3-12 ⑤	区 分	意 見
項 目	行政手続きガイドサービスシステム 行政手続のオンライン化への対応と今後の課題			報告書 ページ	94⑥
措 置 状 況	取組中	監 査 対 象 課	市民部総務課	関係課	—
意 見 内 容	外国人の市民の利用を考慮した外国語による案内は導入の予定がないとのことである。甲府市においても多文化共生社会は無縁でないことから、外国語によるサービス提供が今後の課題になるとと思われる。				
措 置 内 容	手続きガイドの外国語利用については「多言語オプション」があるが、該当オプションの導入を希望する場合は別途費用が発生することから、他市の利用状況等を調査研究し、導入について検討を行うのと同時に、令和8年度に控えたホームページリニューアルに伴い、新ホームページに本システムと同内容のサービスを実装し、外国語対応ができるかどうか、担当課と調整を行い、より多くの市民にとって使いやすいものとなるよう検討を行っている。				
措 置 通 知 日	令和7年8月26日				

監 査 テ ー マ	情報システムに関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和5年度	番 号	3-3-13 ②	区 分	意 見
項 目	甲府市図書館情報システム 蔵書管理の無線 I C チップ化			報告書 ページ	96
措 置 状 況	検討中	監 査 対 象 課	教育委員会図書館	関係課	—
意 見 内 容	現在、甲府市立図書館ではバーコードによる蔵書管理を行っているが、費用との比較を行い、効率的な無線 I C チップによる蔵書管理を行うことを検討すべきである。				
措 置 内 容	令和 7 年 3 月に策定した「第 2 次甲府市立図書館基本計画」においても、「 I C タグによる自動貸出機の導入や蔵書点検の省力化など、新たな先進技術の活用について研究します。」と記載しているが、導入に当たり多額の費用と作業期間、また、新規資料に対する追加費用が発生することから、費用対効果をみる中で、引き続き研究していく。				
措 置 通 知 日	令和7年8月26日				

監 査 テ ー マ	情報システムに関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和5年度	番 号	3-3-13 ③	区 分	意 見
項 目	甲府市図書館情報システム 貸出履歴等のデータ保存の検討			報告書 ページ	96
措 置 状 況	現状維持	監 査 対 象 課	教育委員会図書館	関係課	—
意 見 内 容	貸出履歴等のデータの保存については、個人情報やプライバシー、セキュリティに十分な配慮が必要であるが、データの匿名化や個人識別情報の保護、法規制への準拠などの課題を解決した上で、今後検討すべき課題である。				
措 置 内 容	図書館利用者の個人情報等について、現状では必要最低限の情報を必要最短期間の保持に努めている。また、取り扱いについては、システムベンダーと協議し、最大限の注意をもって安全対策を講じているところである。貸出履歴等の利活用の要望が多い場合は、データの匿名化や個人識別情報の保護、法規制への準拠を前提としつつ、システムベンダーと協議しながら対応していく。				
措 置 通 知 日	令和7年8月26日				

監 査 テ ー マ	情報システムに関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和5年度	番 号	3-3-13 ④	区 分	意 見
項 目	甲府市図書館情報システム 貸出履歴等の統計データとしての積極的な活用			報告書 ページ	96
措 置 状 況	現状維持	監 査 対 象 課	教育委員会図書館	関係課	—
意 見 内 容	図書館における貸出履歴等の統計データの活用は、読書記録の利用者への還元と同様に個人情報保護等の課題もあるが、要望や有用性も高く積極的に行うべきだと考える。				
措 置 内 容	統計データの活用については、内部的には現状でも貸出件数等の情報について書籍を購入する際の選書作業等業務の参考としている。一方、利用者への還元等広く活用することについては、情報セキュリティの観点、また本館に関しては利用者からの要望も無いことから、現状のままとするが、今後、利用者の声を聴く中で要望があれば、システムベンダーと協議しながら対応していく。				
措 置 通 知 日	令和7年8月26日				

監 査 テ ー マ	情報システムに関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和5年度	番 号	3-3-14 ⑤	区 分	意 見
項 目	ホームページコンテンツ管理システム ホームページシステムのリニューアル			報告書 ページ	100
措 置 状 況	措置済み	監 査 対 象 課	市長直轄組織情報発信課	関係課	—
意 見 内 容	ホームページの閲覧手段がパソコンからスマートフォンに移行しており、デザインや操作性の問題、情報の探しにくさも課題であることから、利用者の利便性向上を図るために適切な時期にホームページをリニューアルすることが望まれる。				
措 置 内 容	これまで市ホームページのリニューアルに向けては、先進地視察を行うなど調査・研究を進めてきたところであり、令和6年度には、リニューアルの基本理念や基本方針をまとめた「甲府市HPリニューアルプラン（案）」を策定した。 令和7年度は、新たなホームページの構築に向けた調整に着手し、令和8年10月にリニューアルすることとした。				
措 置 通 知 日	令和7年8月26日				

監 査 テ ー マ	情報システムに関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和5年度	番 号	3-3-15 ②	区 分	意 見
項 目	総合防災情報システム 入力の正確性担保			報告書 ページ	104④イ
措 置 状 況	措置済み	監 査 対 象 課	市長直轄組織防災企画課	関係課	—
意 見 内 容	避難所における個人情報の入力の手作業なので、誤入力がないかどうかの確認は保存する前に再度確認を行っているとのことであるが、マニュアル等にチェック機能についての記載は存在していない。また、年1回の操作研修及び防災訓練の際にテスト環境で実際に入力を行っているとのことであるが、その際に例えば2人1組で1人は入力、もう1人は確認作業を行うなどの訓練も行うべきである。また、他の自治体で避難所の入力の正確性をどのように担保しているかなどの情報も事前に検討すべきである。				
措 置 内 容	引き続きマニュアルに基づき操作研修や訓練を行い、入力方法の徹底に努めている。また、総合防災訓練の調査から、入力の不安は見受けられなかった。令和6年度、マニュアルの見直しを行い、チェックに関する記載をし、令和7年度から運用していく。				
措 置 通 知 日	令和7年8月26日				

監 査 テ ー マ	情報システムに関する財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和5年度	番 号	3-3-15 ⑤	区 分	意 見
項 目	総合防災情報システム 情報資産台帳と情報の保存期間			報告書 ページ	107⑦
措 置 状 況	取組中	監 査 対 象 課	総務部DX推進課	関係課	—
意 見 内 容	各情報システムについては、情報システム管理者が情報資産台帳（情報の機密性、完全性、可用性の分類）を作成することになっていることから、情報資産ごとに「甲府市文書取扱規程」に則るなどして、保存期間についても同台帳に明示することが業務の効率性にも資するものと思われる（2－9 複数システムに共通）。				
措 置 内 容	資産管理台帳については保存期限を明記し、業務の効率化に努めていく。				
措 置 通 知 日	令和7年8月26日				